

# 資料1 「2(3)実施計画に定める目標の達成状況」 参考資料

滋賀県環境審議会廃棄物部会  
資料1 参考資料  
令和5年(2023年)3月24日(金)  
琵琶湖環境部最終処分場特別対策室

※令和5年2月7日(火)  
第44回旧RD最終処分場問題連絡協議会資料(抜粋)

## 目標②

旧処分場に起因する下流地下水汚染原因となるおそれのある物質(塩化ビニルモノマー\*、1,4-ジオキサン等)によって下流地下水が環境基準を超過しないこと。

\* 平成29年4月1日からクロロエチレンに名称変更

### ● 判断基準

旧処分場周縁の井戸の地下水水質が2年以上連続して地下水環境基準を満足することが確認されれば目標が達成されたと判断する。

### ● 確認方法

目標達成に係る旧処分場下流側の評価対象地点における地下水水質の年平均値が工事完了後2年間地下水環境基準に適合することを確認する。ただし、処分場が原因でない項目は除く。

なお、地下水環境基準を超過しているNo.3-1地点のひ素については、旧処分場に起因するものではないこと(=自然由来であること)を確認する。

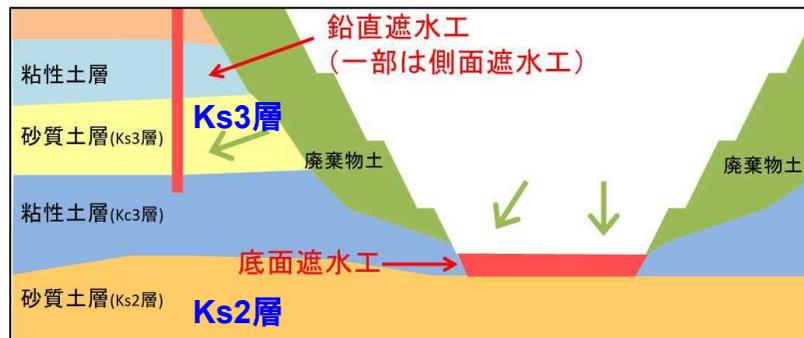


図 地下水帯水層と遮水工の関係

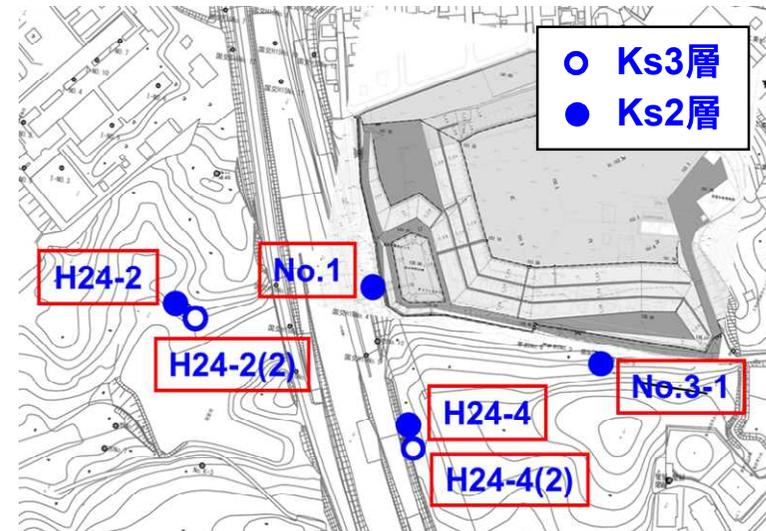


図 評価対象地点(6地点・年4回)

※ 「判断基準」は実施計画から、「確認方法」は第35回連絡協議会の資料3-1から抜粋

## ● 確認結果

令和4年度第3回調査(令和4年10月)まで、No.3-1地点のひ素を除き、二次対策工事終了後から2年以上連続して地下水環境基準に適合した。

なお、No.3-1地点のひ素については、旧処分場に起因するものではなく、自然由来と考えられるとの調査結果をとりまとめ、第38回連絡協議会(令和3年9月)で説明した。

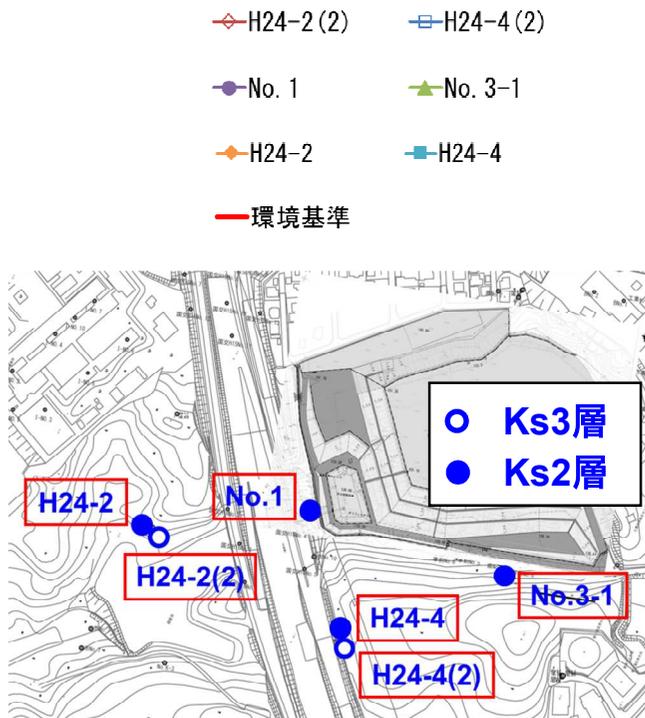


図 評価対象地点(6地点・年4回)

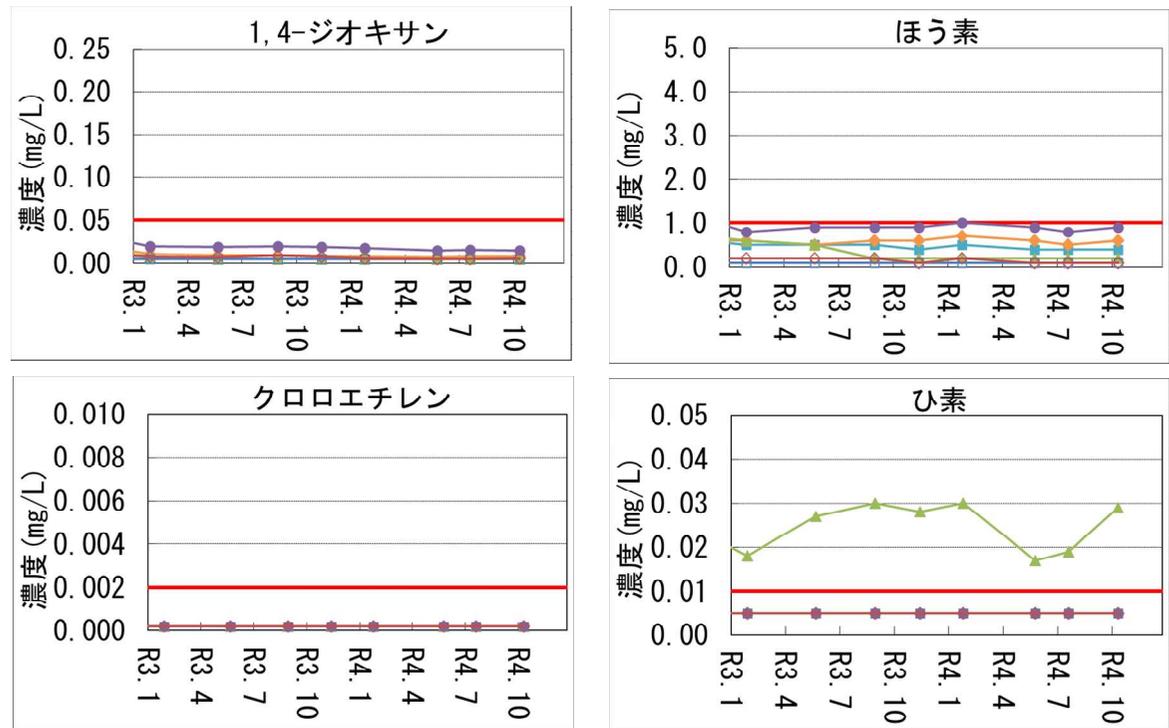


図 二次対策工事着手後に地下水環境基準を超過したことがある4項目の経年変化

## 各評価地点における二次対策工事終了後2年間の地下水質

以下の4項目は、二次対策工事着手後に地下水環境基準を超過したことがある項目

Ks3層

(単位:mg/L)

H24-2(2)	工事 開始前	1年目(※の列:地下水環境基準との比較)						2年目(※の列:地下水環境基準との比較)						地下水 環境 基準
	H24.7	R3.1	R3.5	R3.9	R3.11	平均値	※	R4.1	R4.5	R4.7	R4.10	平均値	※	
ひ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	以下	0.01
ほう素	1.4	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	以下	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	以下	1
1, 4-ジオキサン	0.037	0.008	0.007	0.009	0.008	0.008	以下	0.006	<0.005	0.006	0.006	0.006	以下	0.05
クロロエチレン	0.0008	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	以下	0.002

H24-4(2)	工事 開始前	1年目(※の列:地下水環境基準との比較)						2年目(※の列:地下水環境基準との比較)						地下水 環境 基準
	H24.7	R3.1	R3.5	R3.9	R3.11	平均値	※	R4.1	R4.5	R4.7	R4.10	平均値	※	
ひ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	以下	0.01
ほう素	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	以下	1
1, 4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	以下	0.05
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	以下	0.002

Ks2層

(単位:mg/L)

No.1	工事 開始前	1年目(※の列:地下水環境基準との比較)						2年目(※の列:地下水環境基準との比較)						地下水 環境 基準
	H24.7	R3.1	R3.5	R3.9	R3.11	平均値	※	R4.1	R4.5	R4.7	R4.10	平均値	※	
ひ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	以下	0.01
ほう素	1.4	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	以下	1.0	0.9	0.8	0.9	0.9	以下	1
1, 4-ジオキサン	0.067	0.020	0.019	0.020	0.019	0.020	以下	0.018	0.015	0.016	0.015	0.016	以下	0.05
クロロエチレン	0.0056	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	以下	0.002

No.3-1	工事 開始前	1年目(※の列:地下水環境基準との比較)						2年目(※の列:地下水環境基準との比較)						地下水 環境 基準
	H24.7	R3.1	R3.5	R3.9	R3.11	平均値	※	R4.1	R4.5	R4.7	R4.10	平均値	※	
ひ素	0.019	0.018	0.027	0.030	0.028	0.026	超過	0.030	0.017	0.019	0.029	0.024	超過	0.01
ほう素	1.6	0.6	0.5	0.2	0.2	0.4	以下	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	以下	1
1, 4-ジオキサン	0.039	0.008	<0.005	<0.005	<0.005	0.006	以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	以下	0.05
クロロエチレン	0.0003	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	以下	0.002

※ No.3-1地点のひ素については、旧処分場に起因するものではなく自然由来と考えられるとの調査結果をとりまとめ、第38回連絡協議会(令和3年9月)で説明した。

Ks2層

(単位:mg/L)

H24-2	工事 開始前	1年目(※の列:地下水環境基準との比較)						2年目(※の列:地下水環境基準との比較)						地下水 環境 基準
	H24.7	R3.1	R3.5	R3.9	R3.11	平均値	※	R4.1	R4.5	R4.7	R4.10	平均値	※	
ひ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	以下	0.01
ほう素	0.58	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	以下	0.7	0.6	0.5	0.6	0.6	以下	1
1, 4-ジオキサン	0.028	0.011	0.010	0.009	0.008	0.010	以下	0.008	0.007	0.008	0.008	0.008	以下	0.05
クロロエチレン	0.0008	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	以下	0.002

H24-4	工事 開始前	1年目(※の列:地下水環境基準との比較)						2年目(※の列:地下水環境基準との比較)						地下水 環境 基準
	H24.7	R3.1	R3.5	R3.9	R3.11	平均値	※	R4.1	R4.5	R4.7	R4.10	平均値	※	
ひ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	以下	0.01
ほう素	1.4	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5	以下	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	以下	1
1, 4-ジオキサン	0.034	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	以下	0.05
クロロエチレン	0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	以下	0.002

### 目標③

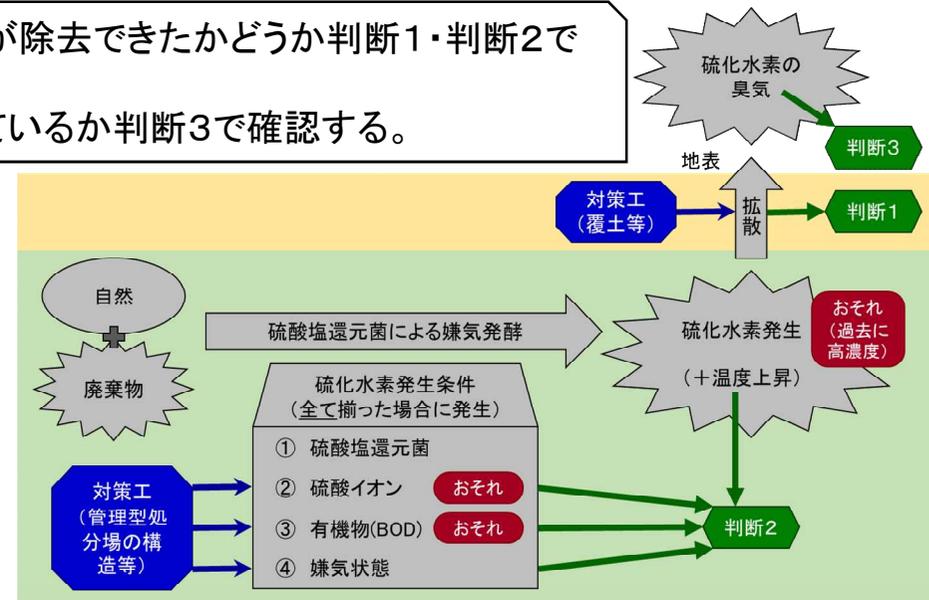
旧処分場に起因する臭気が、悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準を超過するおそれのないこと。

#### ● 判断基準

- ・ 廃棄物土がすべて50cm以上覆土されていること、法面が崩壊のおそれのない安定した勾配であること。
- ・ 嫌気状態を解消するため浸透水が廃棄物土層に滞留しない状態が概ね保たれていること。
- ・ 旧処分場の敷地境界において硫化水素ガスに起因する臭気が悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準を満足していること。

#### ● 確認方法

- ・ 各対策工と対応して、臭気による支障のおそれが除去できたかどうか判断1・判断2で確認する。
- ・ その結果として、実際に支障がない状態になっているか判断3で確認する。



※ 「確認方法」は第35回連絡協議会の資料3-1および第40回連絡協議会の資料3から抜粋

# ● 確認結果

## 判断1

令和3年2月に完了検査を行い、設計どおり適正に工事が施工されたことを確認した。

## 判断2

対策工で取り入れた構造や維持管理の状況および水位等に基づきフローにより判定した結果、目標達成と総合的に判断した。

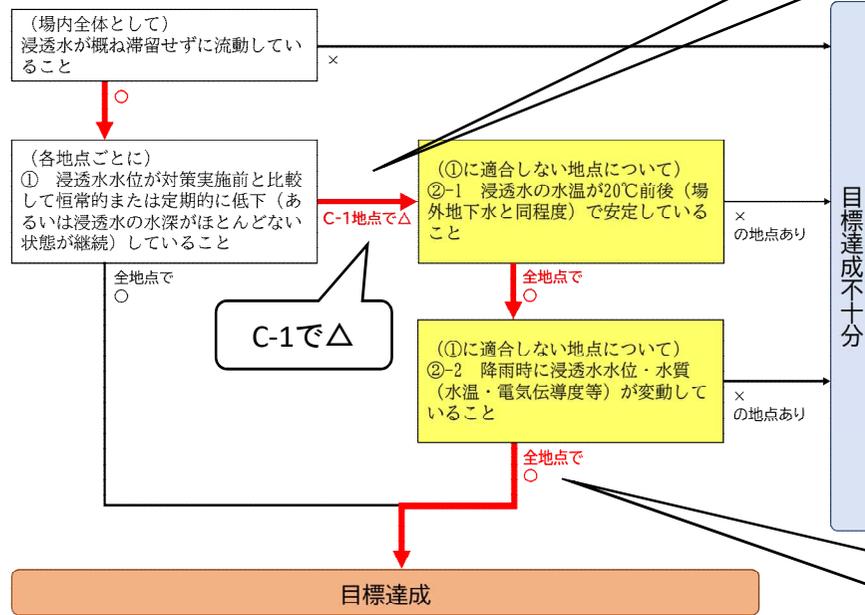
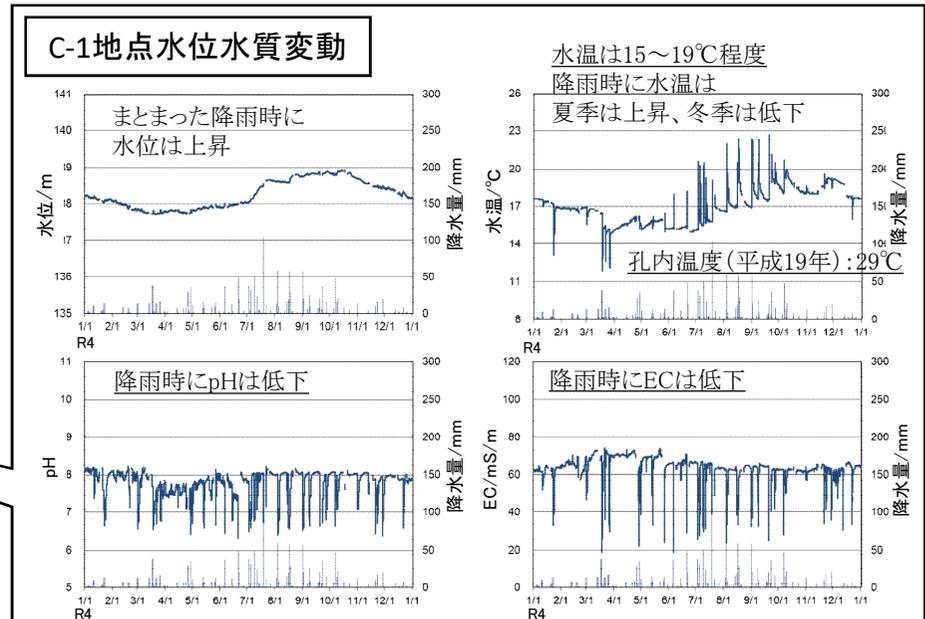
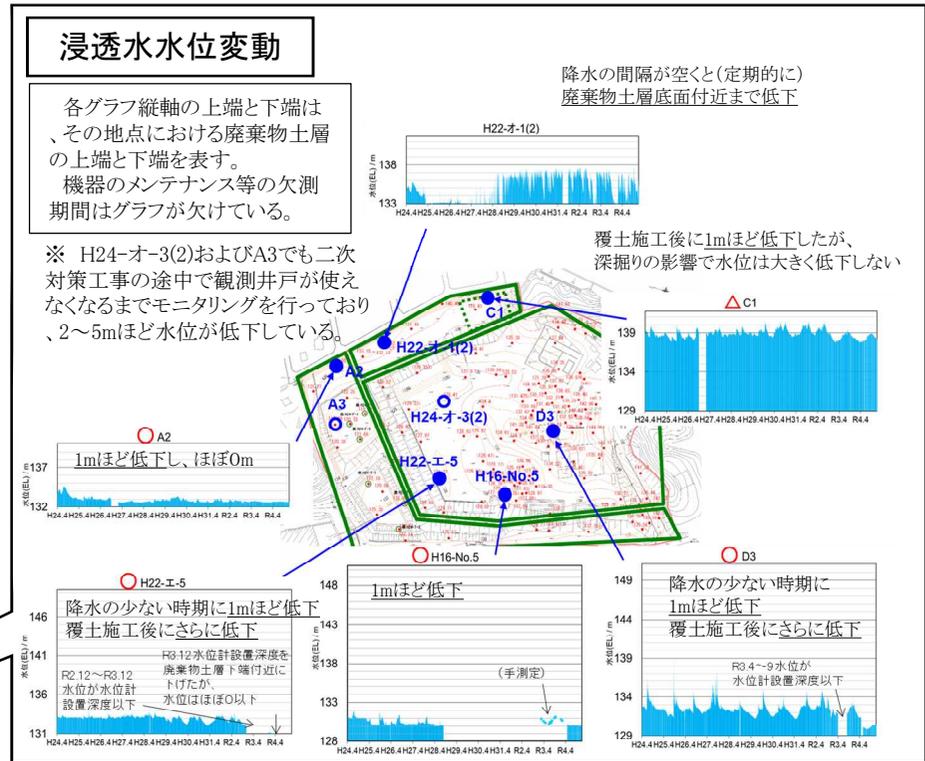


図 硫化水素ガス発生のおそれ判定フロー



**判断3**

令和4年度第3回調査(令和4年10月)まで、二次対策終了後から2年以上(8回)連続してすべての地点(4地点)において不検出であった。

敷地境界ガス調査結果

